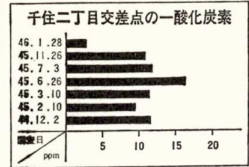
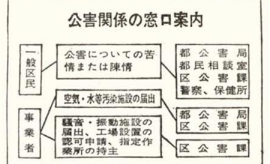


区のお知らせ

足立区 (882) 1115
編集：企画室
発行：建設部公害課



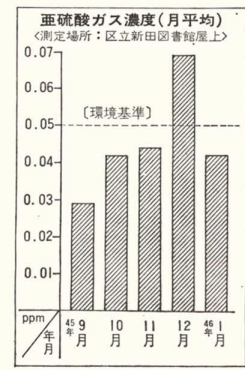
公害防止に必要な各種届出

対策	関係法令	届出、認可、許可事項
大気汚染対策	大気汚染防止法	ボイラー(伝熱面積10㎡以上)など、ばい煙を排出する施設を設置、変更するときは届出が必要とする。
水質汚濁対策	○公共用水域の水質保全に関する法律 ○工場排水等の規制に関する法律 ○下水道法	メッキ、化学工場など汚水を排出する施設を設置、変更するときは届出が必要である。下水道地域では下水道局への届出が必要である。
騒音対策	騒音規制法	プレス、射出成形機、木材加工機など、著しい騒音を出す機械を設置、変更、使用するときは届出が必要である。くいだんなどの建設作業をするときにも、1週間前届出をする必要がある。
地盤沈下対策	○工業用水法 ○建築物用地下水の採取に関する法律	当区は地盤沈下の最も激しい地域の一つであるが、口径1インチ以上の井戸は通産大臣または都知事の許可が必要である。
総合対策	東京都公害防止条例	1馬力以上の動力を使用する工場の大部や塗装、溶接、ドライトリナー、自動車の整備などを行う工場の新設、増設、変更などを増設の場合は事前に認可が必要である。また、材料置場、自動車駐車場(収容能力20台以上)スクラップ処理場(解体屋、解体屋)ボイラー(伝熱面積5㎡以上)などの指定作業場には、事前(30日前)に届出が必要である。既設のものも届出が必要である。
立地制限	○都市計画法 ○建築基準法 ○首都圏整備法 ○首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律	工場を建てる場所については、用途地域があり、また、制限がある。また、規制がある。



公害のない街づくりへ

最近では、新聞テレビなどで「公害」ということばに慣れなうちはありません。すでに、カドウム汚染などのために自殺者まで出ています。わたしたち生きている間に公害のない生活環境を取りもどさねばなりません。この対策には、国をはじめ会社工場等の関係者が率先して取り組まなければなりません。みなさんの理解と協力が、絶対に必要です。そこで、今回は区内の公害の状況について特集提供します。



空気汚染

東京の空を占め、人間をはじめ、動物や植物にまで害を及ぼしている「スモッグ」の原因は、大きく分けて「すす・粉じん」「亜硫酸ガス」「二酸化炭素」の三つがあります。

「すす・粉じん」は、工場の煙突からモクモク立ちあがる粉じりに多く含まれ、石炭や木屑などから発生するものです。また、不完全燃焼によるもので、石炭や木屑の加工場から出るごみか、石粉や木粉も大気汚染の原因の一つです。

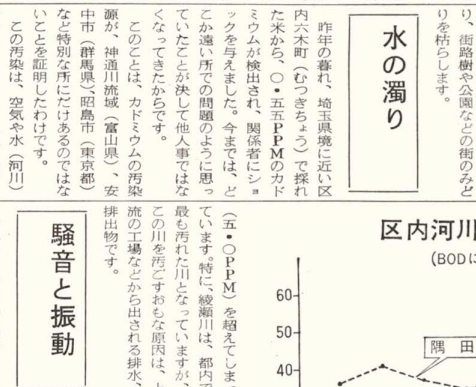
「亜硫酸ガス」は、ボイラーをたたく燃料、特に重油、石炭を燃やすすばれ、大気汚染の大きな原因となつてきます。

「二酸化炭素」は、工場、家庭、自動車などから排出され、温室効果の原因となつており、地球温暖化の原因の一つです。

水質汚濁

昨年の暮れ、埼玉県境に近い区、内六木町(つづら)で、約0.5ppmの濃度のミウムが検出され、関係者にバックを要しました。今までは、どこか遠くで発生しているというイメージが、この川で決まるとして他人の迷惑となつてきたことが分かります。

この川は、カドミウムの有害な排出物です。



騒音と振動

世界一人口を持つ東京は、いろいろな建設事業が行われ、また、また大規模な工場が六木町の場合、東西用水路を通じて田畑浸み込み、田畑に浸み込み、米などの農作物を育てられないものになってしまっています。また、また大規模な工場が六木町の場合、東西用水路を通じて田畑浸み込み、田畑に浸み込み、米などの農作物を育てられないものになってしまっています。

ゴミと残土

最近、ゴミや残土の捨て逃げによる公害もめだつてきています。また、工事現場の大型自動車の出入り、ブルドーザーの騒音、土ぼこりなどは、その近所の人にとっては、迷惑な公害です。事業者がゴミや残土を適切に処理する義務があります。

公害防止に必要な各種届出

このほか、工場・事業場などの機械操作による振動の問題も起こっています。この振動を軽減するための対策として、基礎を固めたり、防振装置を設置したりすることがあります。

【用語の解説】

公害：事業活動や人の生活行動による自然や生活環境の破壊・汚濁・騒音・振動・悪臭など、人の健康や生活に被害を及ぼすこと。

大気汚染：大気中の有害物質が、人の健康や生活に被害を及ぼすこと。

水質汚濁：水質が汚濁し、人の健康や生活に被害を及ぼすこと。

騒音：人の健康や生活に被害を及ぼすほどの騒音。

振動：人の健康や生活に被害を及ぼすほどの振動。

悪臭：人の健康や生活に被害を及ぼすほどの悪臭。

【用語の解説】

大気汚染：大気中の有害物質が、人の健康や生活に被害を及ぼすこと。

水質汚濁：水質が汚濁し、人の健康や生活に被害を及ぼすこと。

騒音：人の健康や生活に被害を及ぼすほどの騒音。

振動：人の健康や生活に被害を及ぼすほどの振動。

悪臭：人の健康や生活に被害を及ぼすほどの悪臭。

【用語の解説】

大気汚染：大気中の有害物質が、人の健康や生活に被害を及ぼすこと。

水質汚濁：水質が汚濁し、人の健康や生活に被害を及ぼすこと。

騒音：人の健康や生活に被害を及ぼすほどの騒音。

振動：人の健康や生活に被害を及ぼすほどの振動。

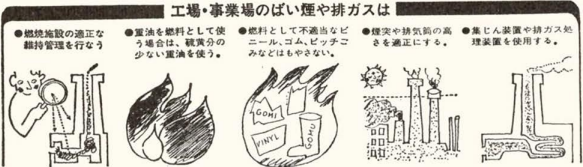
悪臭：人の健康や生活に被害を及ぼすほどの悪臭。

公害防止対策



公害相談 交通騒音測定中

大気・水質・騒音



ばい煙・粉じん

公害は、いまや世界的な悩みごとになっていますが、政府も公害問題を専門的に取り扱う「環境庁」の設置を準備中です。

東京都では、すでに「公害防止条例」を設けて、そのほかに、一部を改正し、規制を強化しました。そのおもな点は、

- ①ボイラーや炉等の排出基準の設けと質の良い燃料使用の義務化
- ②集じん装置の設置義務化
- ③公害監視体制の整備充実を図るため、公害パトロールの強化やリモコン監視網の増設をしました。

特に、大気中の亜硫酸ガスの濃度や気象条件が一定限度をたどると、公害パトロールの強化を、更にひどくなったときはリモコン監視に切替、工場や事業場に質の良い燃料を使用するように要請して、汚染の拡大防止に努めて

自動車排気ガス

自動車の騒音と排出ガスによる公害に対して、米国でかなりきびしい規制を行なっているようですが、日本でも、昭和五十年以降



自動車排気ガスは

大気汚染は、広い地域にわたりますので、隣りの県とも相談を連絡を合せて、その対策を進めています。

このような自動車公害は、基本的には自動車の性能の向上を待たねばなりません。現在、お持ちの自動車を運転するときは、次のことに注意し、協力ください。

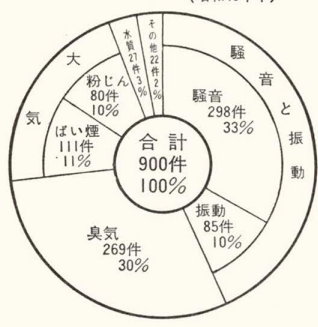
- ①アフターバーナー・再燃焼装置を取り付ける(車検切替時までに取付け義務化)
- ②交差点などで空ぶかしをしない
- ③エンジンなどの整備点検を怠らない
- ④鉛の多いハイオクタン価ガソリンは使わない(市街地での走行では普通のガソリンと効果は変わらない)

公害防止助成制度

苦情・陳情の状況

区公害課では、公害についての苦情や陳情をお受けしていますが、公害防止法に基づき、下図のとおりです。

公害の苦情陳情受付件数 (昭和45年中)



都の公害防止助成制度

区分	公害防止助成資金	公害防止助成資金	工場施設改善資金
申し込み資格	都内に工場又は指定作業場を引続き1年以上設置している中小企業者	都内に同一事業を引続き1年以上指定作業場を、設置している、中小企業者	都内に一年事業を営む中小企業者
貸付の種類	①設備改善資金(公害防止のための設備改善資金) ②移転資金(公害防止のための工場等の移転資金) ③共同施設資金(公害防止のための共同処理施設等の設置資金)		工場施設改善に要する資金
貸付の限度額	① 500万円 ② 1,500万円 ③ 2,500万円	①②③とも 1,000万円 (特例 1,500万円)	300万円
利率	年4%	年9.2% (年4%になるように利子補給金を交付する)	年4%
貸付期間	① 8年以内 ② 11年以内 ③ 16年以内 (据置一年間)	①②③とも 5年以内 (据置6か月)	5年以内 据置6か月
申込場所	公害局防止助成部 Tel 214-7411	経済局金融部 Tel (212)5111	

なお、このほか国民金融公庫、公害防止事業団、中小企業金融公庫等で積極的に助成を行っています。詳細については関係機関にご相談下さい。

公害対策協議会

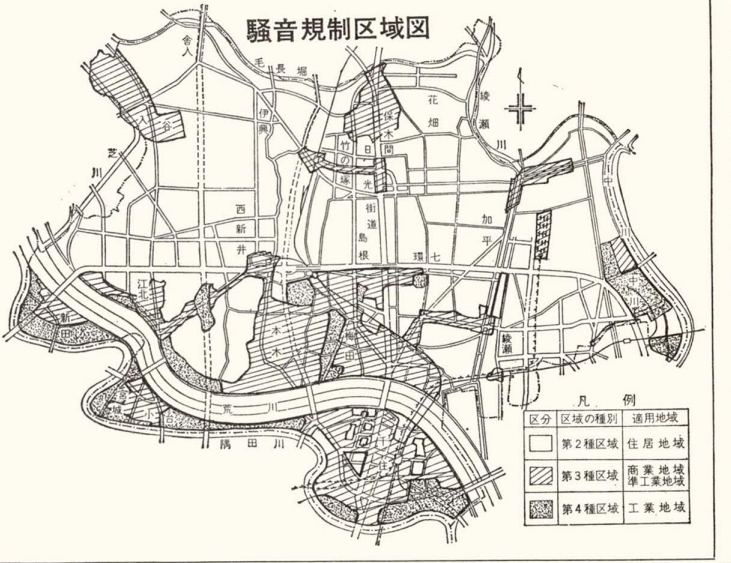
区では、公害対策の一つとして足立区公害対策協議会(会長 岡崎正雄)を設置し、区内の公害防止に努めています。この協議会は、区議会、区民の代表、企業者の代表、および区内の関係行政機関と連携し、公害防止の情報を、意見の交換や現場の視察を行ない、その防止に努めているものです。また、公害についての知識を高めるため、講演会なども開かれています。この協議会の事務局は、区役所建設部公害課内です。

水質汚濁



東京の川は魚も住めない

区では、メッキ・染料・化学・薬品・塗料・染工・皮革工業・印刷工業など、有害物質(アンモニア、水銀、カドミウムなど)を排出する工場を重点的に立入検査を行なっています。その結果、条例等で定められた標準より悪い水質で放流している場合は、



工場・指定作業場の騒音規制基準

騒音レベル (dB)	規制対象
120	飛行機のエンジン音
110	自動車の前面方向音
100	電車の通過音
90	大声による騒音
80	地下鉄の車内音
70	電話のベル音
60	静かな車庫、普通の会話
50	静かな事務所
40	市内の深夜、図書館
30	郊外の夜間音
20	木の葉のふれ合う音

下水道への「放流を制限」

人畜に有害な水銀、カドミウム、鉛、有機リン、水銀、クロム(6価)・5価、銅、有機リン、P・Mをこえるもの

このほど下水道法施行令が改正され、人の健康を害する「鉛」や「カドミウム」などの重金属類も、新しい規制の対象となり、次のような場合は下水道に流すことができません。これらについては、左記へお問い合わせください。

千住地区: 都下水道局第一管理事務所(都庁214-611)
宮城・小台・新田地区: 都下水道局北都第二管理事務所(都庁214-611)